

東京第一会計ニュース

2013(平成25)年6月1日発行

No.96  
CONTENTS

末広会だより

顧問先紹介【大樹工業有限会社】

クローズアップ 消費税率の引上げに関する注意点

平成25年度税制改正

雑学入門 ～著作権～

ワンポイント税務

礎

いしずえ





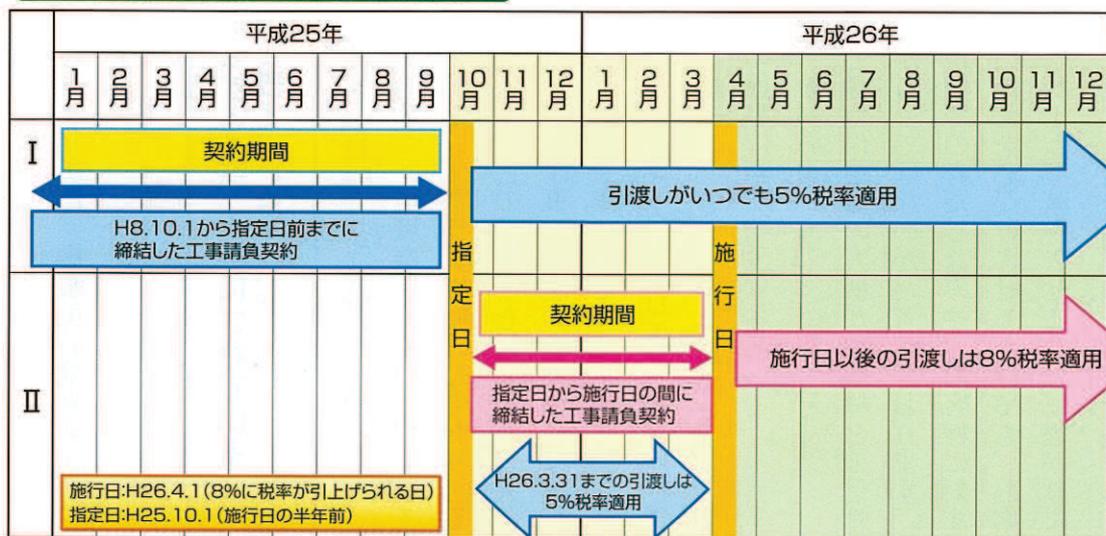
## 消費税の引上げに 関する注意点

平成26年4月1日以後、経済状況を好転させることを条件とし消費税率が8%に引上げられます。原則として契約日が税率引上げ施行日（平成26年4月1日）前であっても、課税資産の譲渡等が施行日後の場合には、改正後の税率（8%）が適用されることとなります。ただし、過去に消費税率が3%から5%に引上げられた時と同様に、請負工事や資産の貸付け等などに関しては、次のような経過措置が設けられています。その内容の一部をご紹介します。

### 工事等の請負契約

消費税率が8%に引上げられる施行日の6ヶ月前の日（指定日：平成25年10月1日）の前日までに契約が締結され、その契約に基づいて施行日以後に課税資産の譲渡等（完成引渡し）が行われる場合には、改正前の税率5%が適用されます。また、経過措置を受けるためには次の2要件を満たす必要があります。

図1 工事等の請負契約の経過措置適用関係図



### 要件

- ① 仕事の完成に長期間要するもの
- ② 目的物の引渡しが一括して行われるものうち、内容に相手方の注文が付されているもの



**Q** 前問で平成26年6月にBさんの要望により追加工事を実施しました。追加工事分も本体契約と一体として経過措置の適用が受けられるでしょうか。

**A** 経過措置の適用を受けられます。指定日前に工事請負契約を締結しているため、施行日後の引渡しであっても税率5%が適用されます。

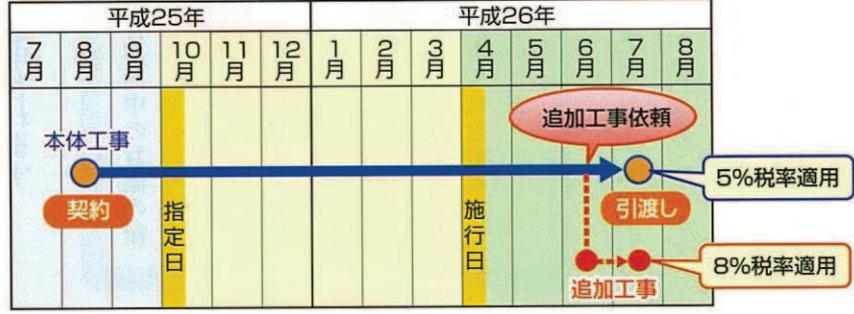
**Q** Aさんは、平成25年8月にBさんの自宅建設に関する請負契約を締結し、平成26年7月に完成しました。この場合、経過措置の適用を受けられるでしょうか。

### ◆ ケーススタディ ◆

**Q** 不動産業を営むC社は、分譲マンションを建設し販売しています。平成25年8月にDさんと建設中のマンション101号室の譲渡契約を締結しました。当契約には、購入者の要望に合わせ、内装について自由に注文ができる旨の定めがあり、平成25年11月に壁紙、キッチンの変更依頼を受けました。この譲渡契約は、経過措置の適用を受けられるでしょうか。

**A** 経過措置の適用を受けられません。追加工事や、材料値上がりによる増加代金は本体契約とは別の請負契約となるため、本体工事と一体として考える事ができません。つまり、新たな契約として、経過措置の対象となるか判断する必要があります。

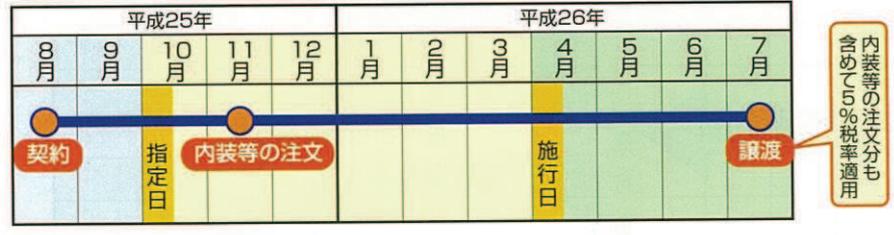
図2 追加工事に係る経過措置適用関係図



**A** 経過措置の適用を受けられません。平成9年に消費税率が3%から5%に上げられた際の政令では「建物の譲渡に係る契約で、当該建物の内装若しくは外装又は設備の設置若しくは構造についての当該建物の譲渡を受けるものの注文に応じて建築されるもの」も工事等の請負契約に含まれるとされました。今回も同様の内容が政令で定められると考えられます。



図3 譲渡契約に係る経過措置適用関係図



**注目!** 利益減少!? 資金繰り悪化!?

つまり、譲渡契約に建物の内装等の注文を付すことができる旨の定めがあり、実際に注文を付されるものは、政令に定める契約に該当し請負契約に含まれます。この場合、指定日前に譲渡契約を締結し完成までに注文を受けなければ、経過措置の対象となります。

消費税率の引上げにより、消費税の計算が複雑化することはもとより、売上先・下請業者との関係が問題になります。といいますのも、指定日から施行日の前日までに、売上先と請負契約を締結し施行日以後に完成した場合は、8%の税率が適用されます。しかし、売上先との力関係から消費税5%分の金額で契約してほしいといわれ、やむをえず了承した場合には、従前と比べ利益が下がってしまいます。

このように、取引先との力関係が消費税の負担について非常に重要な影響を与えます。

また、収入に係る消費税率と支出に係る消費税率が異なることも考えられるため、場合によっては資金繰りの悪化が懸念されます。

資産の貸付

コピー機のリース契約や不動産賃貸借契約といった資産の貸付についても請負契約と同様に経過措置が設けられています。

指定日の前日までに資産の貸付契約を締結し当該契約に基づき、施行日前から施行日以後引き続き貸付が実施される場合において、次の要件①及び②又は①及び③に該当するときは、施行日以後に行う資産の貸付に係る消費税率についても改正前の税率5%が適用されます。

**貸付契約における経過措置の要件**

① 貸付期間及び貸付期間中の対価の額が定められていること

**及び**

② 事情の変更その他の理由により対価の額の変更を求める事ができる旨の定めがないこと

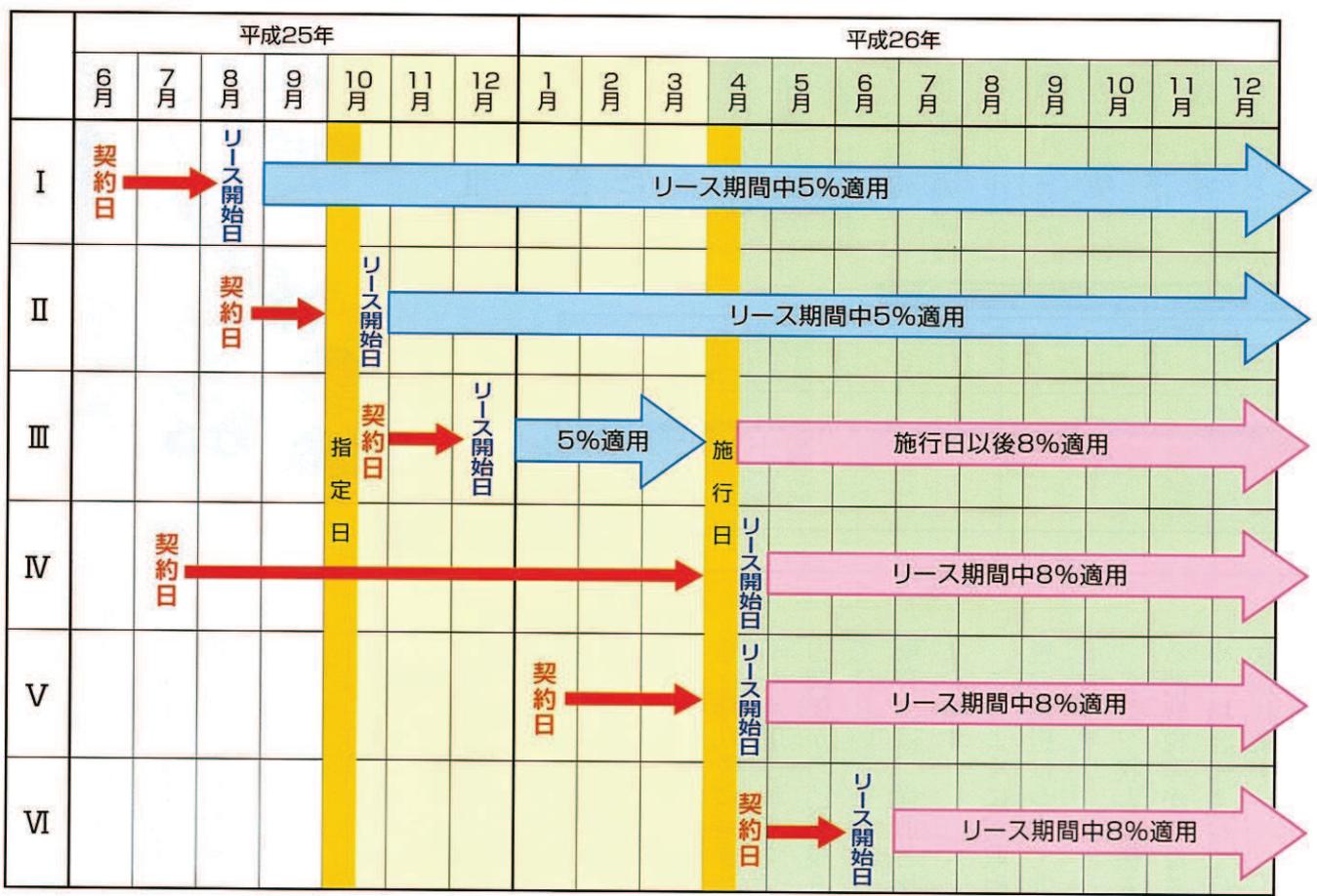
**又は**

③ 契約期間中は当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる定めが無いこと

資産の貸付の一つであるリース取引は、リースの契約日と開始日が異なることが多々あります。経過措置を適用するためには、指定日前に契約し、リースの開始日が施行日前となる必要があります。

図4 リース取引の経過措置適用関係図

※上記要件を満たすものとする



- Aの期間…平成8年10月1日～平成25年9月30日
- Bの期間…平成25年10月1日～平成26年3月31日
- Cの期間…平成26年4月1日～平成27年3月31日

	契約日	リース開始日	～H26.3.31	H26.4.1～
I	A	A	5%	5%
II	A	B	5%	5%
III	B	B	5%	8%
IV	A	C	—	8%
V	B	C	—	8%
VI	C	C	—	8%



# 平成25年度税制改正

平成25年3月29日に平成25年度税制改正の法案が国会で可決されました。主な改正点を簡単にご紹介します。なお、改正点についての詳しい解説は次号に掲載いたします。

## 所得税

**所得税の最高税率の見直し**  
課税所得400万円超の所得税率が45%とされました。(平成27年分以後の所得税について適用)

## 住宅ローン減税の延長及び拡充

減税期間が平成29年12月31日まで4年延長され、さらに消費税率の引上げに伴い一定の措置が講じられることとなりました。

## 資産税

### 相続税・贈与税の見直し

基礎控除額を現行の6割に縮小し、最高税率が50%から55%に引上げられます。(平成27年1月1日以後に相続または遺贈により取得する財産について適用)

## 法人税

中小法人の交際費の額のうち800万円(現行600万円)まで全額(現行90%)が損金算入できることとなりました。(適用期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日の間に開始する事業年度)

## 納税環境整備

利子税・延滞税・還付加算金について、現在の低金利の状況に合わせ税率が引下げられます。(平成26年1月1日以後の期間に対応する利子税等について適用)

**Pick up!!**  
教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

両親や祖父母等の直系尊属から教育のための資金を一括贈与された場合、一定の要件を満たせば贈与税が課されない制度です。概要を簡単にまとめましたのでご確認ください。

制度概要	
受贈者の年齢	30歳未満
贈与者	直系尊属(父母・祖父母等)
非課税金額	受贈者1人につき1,500万円(学校等以外への支払は500万円が限度)
拠出方法	銀行等の金融機関へ預金や信託等を行う
拠出できる期間	平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に拠出されるもの
払出の確認等	教育資金の支払いに充当したことを証する書類を銀行等の金融機関に提出
申告	教育資金非課税申告書を取扱金融機関を経由して税務署長へ提出
終了時	受贈者が30歳に達した場合 残額(非課税拠出金-教育資金支出額)について30歳に達した時に贈与税が課税される場合がある 受贈者が死亡した場合 残額に贈与税は課されない

## ケーススタディ

Aさん(12歳)の教育資金に充てるために、祖父であるBさんは、平成25年10月に1,000万円を贈与することを決め、所定の手続きをし銀行に預けました。

- Q1** Aさんが1,000万円の贈与を受けた時点で納めるべき贈与税はありますか。  
**A** ありません。  
Aさんは30歳未満であり、直系尊属である祖父Bさんが適用期間内に金融機関等に非課税金額1,500万円以内で預け入れているため、贈与を受けた時点で贈与税はかかりません。
- Q2** Aさんが30歳になり、まだ銀行に300万円の預金が残っています。この預金に税金がかかることはありますか。  
**A** あります。  
Aさんは30歳になった時点でBさんから贈与された資金が残っている場合には、その時点で贈与があったものとされるため、今回の場合は残額300万円が贈与税の課税対象となります。



## 雑学入門

## 著作権

最近、私が学生時代から大好きだった映画のDVDがお店でワゴン販売されているのを見かけました。セールで大安売りしているのかな、と思いついワゴンに向いましたが、定価販売で500円でした。



なぜそんなに安く定価が設定されているのかと疑問に思い調べてみたところ、その映画の著作権が切れていたからでした。

著作権法改正前の日本では、映画の著作権期間は50年でした。しかし、諸外国では作品保護の観点から、著作権期間はずっと長く、それを受けて日本でも2004年1月1日以降の映画の著作権期間が70年に延長されることになったのです。なお改正法には、『2004年時点で著作権期間の有効なものについては、改正法の期間が適用され20年延長される』旨が記載されています。

ここで問題となったのは著作権期間の延長

は、2004年1月1日に著作権があるものが対象となる点です。ちょうど2003年12月31日をもって著作権が切れる映画には、「ローマの休日」や「シエーン」など世界的に有名な映画があったため、映画業界では1953年問題とも呼ばれ大きな話題を呼びました。

格安DVDの販売会社は著作権が切れたとして、販売を開始したのですが、「ローマの休日」等の著作権の所有者は改正法の期間延長が適用されるとして訴訟に発展しました。争点となった点は2003年12月31日24時が、2004年1月1日0時と同時刻であるため、著作権の延長が認められるか否かという点でした。司法見解では著作権法の期間の計算をするときは、年単位であるとして著作権所有者側の敗訴となりました。

近年では、お金を払ってでも見たい映画というものが少なくなってきたのですが、往年の名画と呼ばれるものが500円で手に入ってしまうというのも、なんだか味気ない気がしますし、その作品の重みもなくなってしまいうような気がして複雑な心境になります。



著作権の問題で無視できないことの一つに新古書店の存在があります。こちらは映画ではなく本の世界になります。元来、作家の収入源は印税(著作権料)になります。しかし、新古書店で本の売買が行われた場合、印税が支払われることはありません。

昔からある古本屋というのは新刊の本はあまり置いていないものでした。基本的な姿勢として、「骨董品」を扱うように、希少価値の高い、例えば絶版になってしまっている本を商品として並べていたので、印税に大きな影響はありませんでした。対して新古書店は、希少性の低い一般大衆向けの比較的新しい本を大量に並べています。時には書店にまだ新刊として陳列されている商品があることも珍しくありません。主に漫画の単行本に多く見られるケースです。

こちらにも漫画作家等で作られた団体が、新古書店での本の売買を控えるよう訴えています。現在のところ新古書店自体に違法性はないため状況の変化はないようです。

消費者にとって、低価格で商品を手に入れることができるのは、ありがたいと思う反面、映画や本というものは、文化でありその製作者達の権利を保護するというのを考えると、出版元より定価で購入すべきであるため、悩ましき問題と思えてしまいます。

# ワンポイント税務

今回のワンポイント税務では、今年より施行される税制改正の一部をご紹介します。

## 法人税率の引下げと復興特別法人税

平成23年12月2日に成立した法律により、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引下げが行われることとなりました。ただし、復興特別法人税が平成24年4月1日から3年間、つまり平成27年3月31日までの間に開始する事業年度で課されるため注意が必要です。

	改正前		平成23年12月改正	
	H24.3.31 開始事業年度まで		H24.4.1 開始事業年度から	
所得金額	年800万円超	年800万円以下	年800万円超	年800万円以下
普通法人	30%		25.5%	
中小法人	30%	本則 22% (18%)※1	25.5%	本則 19% (15%)※2

復興特別法人税加算  
(法人税額の10%)

復興特別法人税加算後	
H24.4.1~H27.3.31 開始事業年度	
年800万円超	年800万円以下
28.05%	
28.05%	本則 20.9% (16.5%)※2

※1 平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に終了する事業年度に適用

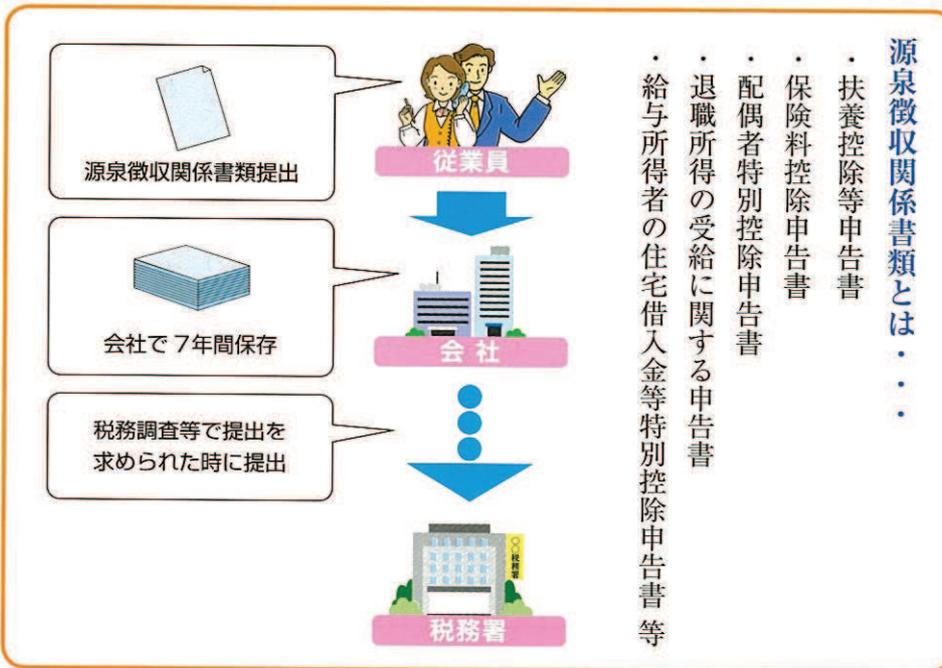
※2 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度に適用

## 源泉徴収関係書類の保存の法令化

源泉徴収関係書類については、給与支払者等が7年間保存するものとされました。(平成25年1月1日以後に受理する源泉徴収関係書類について適用)

### 源泉徴収関係書類とは・・・

- ・ 扶養控除等申告書
- ・ 保険料控除申告書
- ・ 配偶者特別控除申告書
- ・ 退職所得の受給に関する申告書
- ・ 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書等



## 編集後記

6月に入り季節も梅雨にさしかかっていますが、日本では古来6月のことを「水無月」と呼んでおります。旧暦の「水無月」は、現在の7月から8月にかけての時期だったので、こう呼ばれるようになったのでしょうか。

しかし不思議なもので、暦が少しずれてきているにも関わらず「暑さ寒さも彼岸まで」というのが、今でもあたっている気がするのは私だけでしょか。

今年の夏も猛暑になるようですので、長丁場を乗り切れるよう熱中症対策にも余念がないようにしておきたいものです。皆様は外出するときは熱中症対策に万全を期して出かけるのに、家の中では無防備だったりしていませんか? 「暑いかな」と思う前に、普段から部屋の中の風通しを良くしておいたり、予め冷房をかけておくなど、室内の温度を上げすぎないよう心掛けておくことが一番大事なようです。

これから暑さが本格化し、体調を崩しやすくなるかと思えます。体調管理には十分気を付けてお過ごしください。

